

## 若草保育園における薬の取扱いの現状と、主治医の先生方へのお願い

日頃、園児の健康管理にご協力賜り有難うございます。

さて本園では厚生労働省による「保育所保育指針」に基づき、「保育所で薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定、その際には、保護者に医師の名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼書を持参する」を原則に与薬を行います。

しかし本園では看護師が配置されていない為、与薬は保育士が行い、特にかぜや胃腸炎の流行する時期には、非常に多くの内服薬の依頼が殺到し、日常の保育業務の中で、安全管理に細心の注意を払いつつも安全に取り扱うことが困難になる場合もあるのが現状です。

そこで、かぜ薬等については、極力保育園で扱わないで済むよう、保護者に協力をお願いしております。

つきましては、主治医の先生方には、このような保育園での与薬の実情をご理解いただき、園児の診療の際にご高配をお願いいたします。

### 主治医の先生方へお願い

1、保育園へ通っている子どもたちへの処方につきましては、子どもの病状にもよると思われますが、なるべく保育時間内での与薬をしないですむようにご配慮をお願い申し上げます。子どもの保育時間を確認していただき、例えば、

- ① 2回投与（朝、夕）にする（保育時間帯での与薬なし）。
- ② 3回投与が必要な場合 イ）保護者に少し早めの降園を勧め、保護者が与薬する。  
ロ）朝・帰宅後・寝る前の3回服用にする。

などの処方をお願いいたします。

主治医の先生のご診察で、保育時間内にどうしても与薬しなければならない場合には、薬の説明書等を保護者に渡していただき、それに基づき護者が与薬依頼書を記入し、保育園に提出するようご指導ください。

2、与薬にあたって、保育園（集団保育）での生活に関する留意点などがありましたら、その都度保護者並びに保育園へのご指導・ご助言をお願いいたします。

今後とも、園児たちの保健、健康増進につきまして、よろしくお願いいたします。

若草保育園 園長 福島志乃  
(0495) 21-5001